明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○公職選挙法の一部を改正する法律（六六）　三
○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（六七）　一〇
○ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律（六八）　一〇
○児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（六九）　一二

〔政　令〕
○計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（一六三）　三

〔告　示〕
○農業災害補償法第百二十条の二十六の規定に基づき農業者の建物又は農機具を共済目的とする任意共済の共済金額の最高額を定める件の一部を改正する件（農林水産九七三）　三
○遠洋かつお・まぐろ漁業の許可を受けた者が大西洋条約海域において採捕するくろまぐろ若しくはみなみまぐろ又はこれらの製品の陸揚港を指定する件（同九七四）　三
○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（同九七五）　一四
○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき、学校の認定を取り消した件（経済産業一四六、一四七）　一四

〔人事異動〕
内閣　警察庁　外務省　厚生労働省
最高裁判所　一四

〔皇室事項〕
一四

〔官庁報告〕
国家試験
平成三十年公認会計士試験の施行（公認会計士・監査審査会）　一四

〔公　告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、製造たばこ小売定価関係　一五
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一五
会社その他　三

本号で公布された法令のあらまし

◇公職選挙法の一部を改正する法律（法律第六六号）（総務省）

1　都道府県又は市の議会の議員の選挙におけるビラの頒布の解禁（第一四二条関係）

(一)　都道府県又は市の議会の議員の選挙において、選挙運動のために使用する次のビラを頒布することができるものとした。

(1)　都道府県の議会の議員の選挙にあっては、候補者一人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ　一万六、〇〇〇枚

(2)　指定都市の議会の議員の選挙にあっては、候補者一人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ　八、〇〇〇枚

(3)　指定都市以外の市の議会の議員の選挙にあっては、候補者一人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ　四、〇〇〇枚

(二)　都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市の議会の議員の選挙については市は、それぞれ、条例で定めるところにより、(一)のビラの作成について、無料とすることができるものとした。

2　この法律は、平成三一年三月一日から施行することとした。

◇組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（法律第六七号）（法務省）

一　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正関係

1　法律の目的に、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を実施するため」を加えることとした。（第一条関係）

2　財産上の不正な利益を得る目的で犯した死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪等（本法による改正前の別表に掲げるものを除く。）の犯罪行為により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産等を犯罪収益に加えることとした。（第二条第二項関係）

3　テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画の処罰

(一)　(1)又は(2)に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団（団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるものをいう。）の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるもの、又はテロリズム集団その他の組織的犯罪集団に不正権益を得させ、若しくはテロリズム集団その他の組織的犯罪集団の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるものの遂行を二人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、それぞれ(1)又は(2)に定める刑に処することとした。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減軽し、又は免除することとした。（第六条の二第一項及び第二項関係）

(1)　別表第四に掲げる罪のうち、死刑又は無期若しくは長期一〇年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められているもの　五年以下の懲役又は禁錮

(2)　別表第四に掲げる罪のうち、長期四年以上一〇年以下の懲役又は禁錮の刑が定められているもの　二年以下の懲役又は禁錮

(二)　(一)(1)又は(2)に掲げる罪のうち親告罪とされているものに係る(一)の罪について、親告罪とする旨明記することとした。（第六条の二第三項関係）

(三)　(一)の罪に係る事件についての被疑者の取調べその他の捜査を行うに当たって、その適正の確保に十分に配慮しなければならない旨規定することとした。（第六条の二第四項関係）